

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

1 輸送の安全を確保する体制

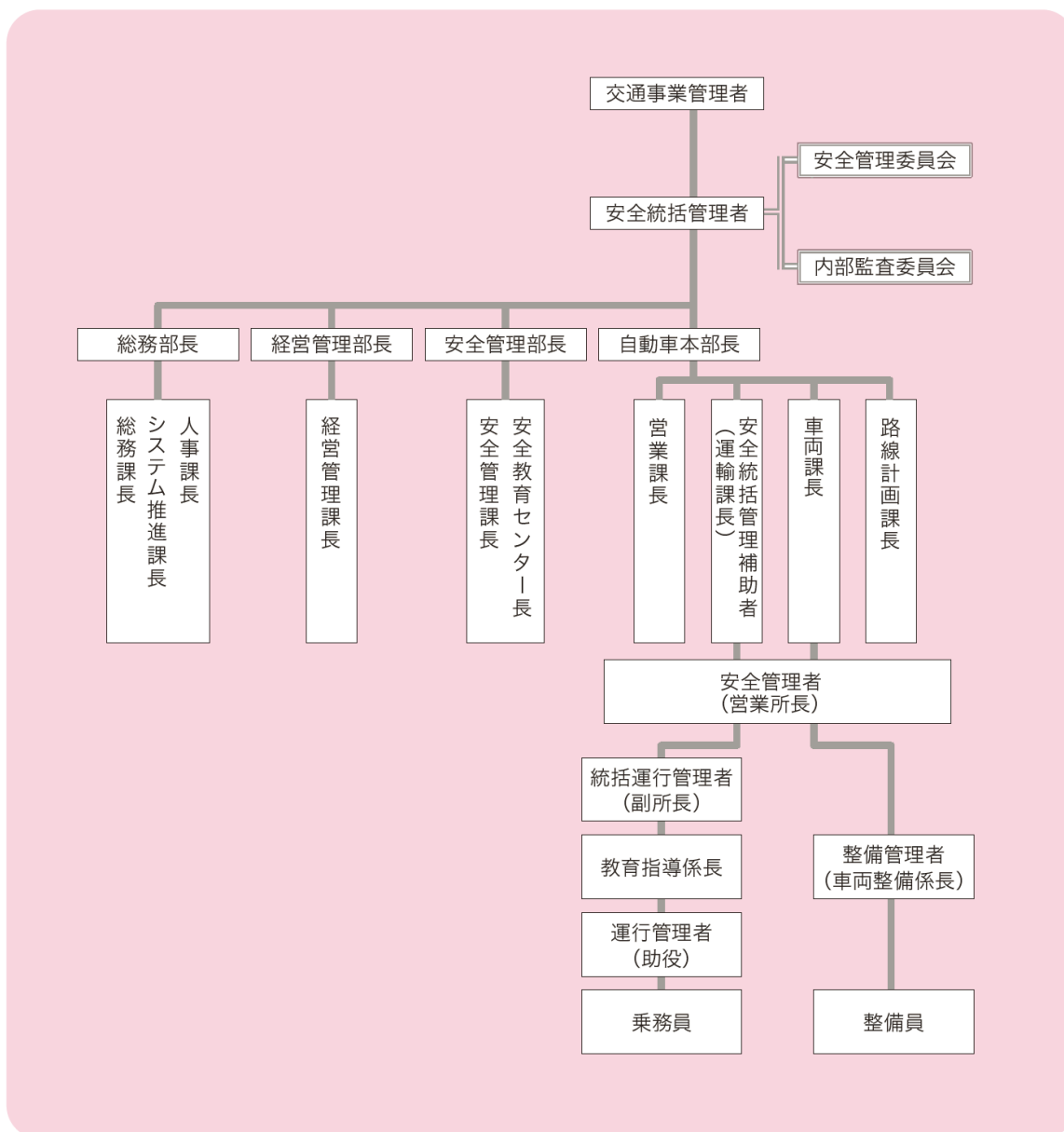
1-1 横浜市交通局自動車安全管理規程

（道路運送法第22条の2に基づき平成18年10月1日制定 最近改正（施行）令和3年4月1日）
輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市交通局自動車安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1-2 横浜市交通局自動車安全管理体制



令和5年4月1日現在

2 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

2-1 令和4年度安全重点施策・目標達成状況

平成26年2月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

1 安全意識と技能を向上します。

- ・交差点進入時における安全確認の励行
- ・燃費向上の取組強化と運行データの活用
- ・交通ルールや基本操作（3秒ルール、着座完了確認、車内点検等）の完全実施
- ・添乗による指導・教育の強化
- ・各種研修の充実と指導役を担う乗務員の育成

2 安全意識の取組を常に改善します。

- ・ヒヤリ・ハット情報の活用強化
- ・定時性の向上
- ・地域と連携した交通安全啓発活動の継続実施
- ・バス停の安全対策
- ・走行環境の改善
- ・感染症及び災害時等対策の強化

3 安全な車両・設備などを提供します。

- ・路上故障の削減
- ・安全性向上のための車両改善
- ・職場環境の改善

4 安全第一の職場風土を築きます。

- ・風通しの良い職場づくり
- ・厳正な点呼執行
- ・職員の健康の管理サポート
- ・人材育成
- ・「安全の日」の取組の継続実施

令和4年度安全重点施策目標及び達成状況

目標・目標件数		令和4年度	令和3年度	令和2年度
歩行者との接触事故の撲滅	0件	3件	2件	6件
自転車との接触事故の撲滅	0件	1件	0件	2件
車内事故（発車反動・ドア挟圧）削減	4件以下	11件	10件	12件
静止物との接触事故（車両・施設）を平成30年度比30%削減	150件以下	124件	159件	192件

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

2-2 事故統計

(1) 有責事故件数

単位：件

	年間	10万キロあたり
令和4年度	119*	0.42**
令和3年度	106	0.37
令和2年度	119	0.40

※保留案件があることから確定値ではありません。

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数

単位：件

発車反動	急止反動	ドア挟圧	車両動揺	その他	合計
2	7	2	5	6	22

※急止反動・その他には無責の事故も含まれます。

3 安全の取組

3-1 輸送の安全のための措置

(1) ヒヤリ・ハット情報の活用強化

ヒヤリ・ハット活用事例

単位：件

- ・ ヒヤリ・ハット情報をデジタルサイネージ等を使用して、営業所職員に周知しています。
- ・ ヒヤリ・ハット映像を活用した研修等を実施し、情報の共有化を図っています。

	ヒヤリ・ハット報告
令和4年度	1,533
令和3年度	1,346
令和2年度	1,047

(2) 職員表彰

単位：名

- ・ 安全運行に努め、無事故、無違反を長期間継続した乗務員を対象として、交通局内で職員表彰を実施しています。
- ・ 国の機関や警察等の外部組織から、長年の業務従事における功績や安全への貢献が顕著な職員が表彰を受けました。

職員表彰名	令和4年度 表彰人数	
	乗務員	バス整備員
交通局内無事故表彰	14	—
関東運輸局長表彰	8	3
神奈川運輸支局長表彰	14	3
神奈川県警本部長表彰	18	—
日本バス協会長表彰	7	0

(3) 路上故障削減の取組

バス車両の安全を確保するため整備体制の充実とともに職員の技術向上を図り、路上故障の削減につなげます。令和4年度は次の取組を行いました。

単位：件

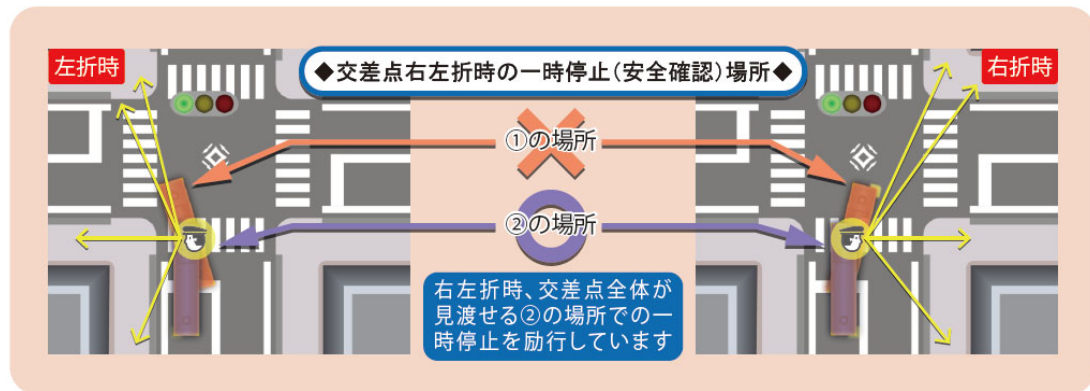
- ・ 不具合情報の検証及び発信
- ・ 故障の傾向や原因分析に基づいた予防整備を実施
- ・ 整備員や整備管理補助者に対する研修を実施
- ・ 電装部品等計画的交換を実施

	路上故障件数
令和4年度	68
令和3年度	90
令和2年度	109

(4) 安全意識の醸成

① 交差点右左折時における安全確認の徹底

交差点での安全確保に高い意識を持ち安全確認の徹底を図るため、各営業所で注意が必要な交差点を11か所指定し、右左折時の一時停止を義務づけています。



② 毎月17日「安全の日」の取組

平成26年2月17日の重大事故を忘れず、職員一人ひとりの安全意識向上を図るため毎月17日を「安全の日」と定めています。責任職による早朝点呼立会いや日常点検立会い、交差点(11か所)での安全誘導を実施しています。

(5) バス停留所の安全対策

国土交通省が令和3年1月に公表した安全性確保対策が必要なバス停留所(交差点又は横断歩道前後5mの範囲に車体がかかる場所等)について、関係機関等と調整を図り安全対策を実施していきます。

また、乗車位置に横断防止柵や植栽があるバス停留所等の乗降環境を整備し、高齢者や車いすをご利用されるお客様にも、安全で安心して利用できるバス停留所を目指しています。



▲バス停留所乗降環境整備

(6) 交通安全教室等の開催

地域の小学校等と連携してバス乗り方・交通安全教室・バリアフリー教室などを開催しています。(令和4年度:40回開催)



▲乗り方教室開催の様子(左から、バス車両死角体験・交通安全DVD視聴)

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

(7) 交通安全に関する啓発活動

自転車に乗るときや横断歩道を渡るときの注意点などをまとめた「市営バス交通安全リーフレット」を作成し、市立小学校の新一年生や交通安全教室の参加者等に配布しています。

また、バスに関する事故を防止するため、交通安全動画等を作成し、交通局ウェブサイトやYouTube等で配信しています。感染症予防の観点から交通安全教室の開催を縮小していることから、コンテンツを追加して活動の充実を図りました。



▲ 市営バス交通安全リーフレット



▲ 交通安全かみしばい



▲ 交通安全動画

3-2 輸送の安全にかかわる訓練及び研修の充実・強化

事故発生時の乗客救出訓練

万が一市営バスが関連した交通事故が発生した際に、バス車内の乗客を迅速に救出するため、消防署と共同で乗客救出訓練を実施しました。車両構造や機器の操作方法を理解し、事故発生時の乗客救助方法等を、実車を用いて訓練することで、事故発生時の迅速な救助活動につながります。



▲ 実際の救助機材と市営バス車両を用いて訓練を実施

事故未然防止研修

- 平成 27 年度から実施してきた実車を用いた事故未然防止研修は、令和 3 年度から 3 巡目に入りました。（3 年間で全乗務員が受講）
- 基本的な運転操作をはじめ、交差点の安全確認方法等、実車を活用した訓練を実施しています。
- ドライブレコーダー映像を教材にした危険予知訓練を実施しています。

開催回数	195 回
参加人数	390 名

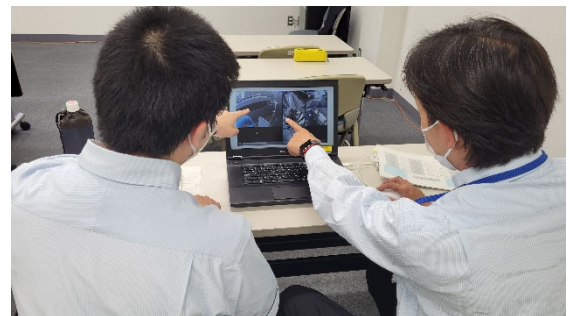


▲実車を用いた研修

事故の再発防止に向けた研修

- 研修の理解度を高めるため、事故発生時や通常業務時のドライブレコーダー映像を使用して講師とマンツーマンで面談を実施し、乗務員に運転の癖を気づかせ、運転技術の向上を目指します。
- 人身事故や静止物との接触事故、構内事故などを起こした乗務員に対して技能研修を実施しています。
- 令和 3 年度から、経験の浅い乗務員を対象に自身の運転を振り返るフォロー研修を実施しています。

開催回数	17 回
参加人数	96 名



▲自分の運転映像を用いた教育

新採用乗務員養成研修

- 採用した乗務員が営業所に配属される前に、実車を使用して危険予知や安全確認・省エネ運転等の運転操作を習熟させる研修を実施しています。
- 特に、バス未経験者には初歩的な運転操作から実習させ、時間をかけて教育し営業所に配属しています。

開催回数	6 回
参加人数	28 名



▲運転席のモックアップを用いた研修



▲実車を用いた運転研修

指導員研修

- 各営業所の指導員を対象として、新人バス乗務員等の指導における心構えを習得する研修を実施しています。
- バスの運転操作や接遇等の指導方法や内容の統一化を図る研修を実施しています。

開催回数	2 回（各 3 日間）
参加人数	18 名



▲車いす固定方法の確認

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

4 令和5年度安全重点施策

平成 26 年 2 月 17 日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

基本方針

- 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

目標

- 重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

歩行者との接触事故 **【撲滅】** / 自転車との接触事故 **【撲滅】**

【指標】

項目	令和5年度指標	令和4年度実績
歩行者との接触事故	0 件	3 件
自転車との接触事故	0 件	1 件